

第5次佐賀市男女共同参画計画の体系・骨子の検討

既計画の体系			体系見直しの要素			第5次佐賀市男女共同参画計画の体系(案)			視点			
基本理念	基本方向	重点目標	国の方針	県の方針・市の方針	佐賀市の課題	ビジョン	基本理念	基本方向(案)	重点目標(案)	★は特に追加検討事項		
<p>(6) 国際的協調</p> <p>(4) 社会における制度又は慣行についての配慮</p> <p>(1) 男女の人権の尊重</p>	基本方向Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画意識の醸成	<p>【第5次男女共同参画基本計画】</p> <p>第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>○改正女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知</p> <p>第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</p> <p>○男性の育児休業の取得促進</p> <p>○就活セクハラ防止</p> <p>第3分野 地域における男女共同参画の推進</p> <p>○女性デジタル人材の育成や「新たな日常」に対応した多様で柔軟な働き方の定着、様々な課題・困難を抱える女性への支援</p> <p>○農業委員や農業協同組合等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組</p> <p>第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進</p> <p>○若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件</p> <p>○大学や研究機関に対して、アカデミックハラスメントなど各種ハラスメントの防止のための取組</p> <p>第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として取組を推進</p> <p>○「生命(いのち)を大切に」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ように子どもの発達段階に配慮した教育</p> <p>第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>○ひとり親家庭への養育費の支払い確保</p> <p>○高齢女性の就業を促進</p> <p>○人権教育・啓発活動の促進</p> <p>第7分野 生涯を通じた健康支援</p> <p>○子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上</p> <p>○不妊治療の経済的負担の軽減と、不妊治療と仕事との両立に関する職場環境の整備</p> <p>第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進</p> <p>○市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進</p> <p>○地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置</p> <p>第9分野 各種制度等の整備</p> <p>○個人の選択に中立的な税制の実現に向け、諸控除の更なる見直しを進める。</p> <p>○社会保障制度は、更なる被用者保険の適用拡大を進める。</p> <p>第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</p> <p>○校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。</p> <p>○校長・教頭への女性の登用</p> <p>第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p> <p>OSDGs 達成に向けた取組をステークホルダーと連携して推進・実施</p>	2 性別にとらわれない教育・学習の充実	<p>● 県の方針</p> <p>【第5次佐賀県男女共同参画基本計画】</p> <p><基本理念></p> <p>1. 男女が個人として尊重される社会</p> <p>2. 社会における制度又は慣行についての配慮</p> <p>3. 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>4. 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>5. 国際社会の動向を踏まえた取組</p> <p>(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり</p> <p>重点目標(1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成</p> <p>重点目標(2) 幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成</p> <p>(基本方向2) 安全・安心に暮らすことができる社会づくり</p> <p>重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶</p> <p>重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援</p> <p>重点目標(5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>重点目標(6) 防災・復興における男女共同参画の推進</p> <p>(基本方向3) 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり</p> <p>重点目標(7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革</p> <p>重点目標(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進</p> <p>重点目標(9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり</p>	<p>・性別にとらわれない教育・学習を推進していく必要があります。</p> <p>・子どもの意識形成は、保護者の影響を強く受けるため、学校教育を充実させるだけでなく、親世代に対しての周知啓発を進めることが重要です。</p> <p>・固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。</p> <p>・学校教育においても、男女共同参画に関する授業内容などを、より分かりやすいものに見直す必要があります。</p>	<p>一人ひとりの個性や価値観を生かし、誰もが自分らしく幸せに暮らせ、誰もが戻ってきたくなるまち SAGA</p>	<p>(1) 男女の人権の尊重</p> <p>(2) 生涯にわたる心身の健康</p>	<p>(4) 社会における制度又は慣行についての配慮</p> <p>(7) ドメスティック・バイオレンスの根絶</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>基本方針Ⅰ 人権の尊重と多様性及び男女共同参画の社会づくり</p>	1 男女共同参画意識の醸成と性に関する理解の促進 重点	男女共同参画の意識の醸成と理解の向上
		2 性別にとらわれない教育・学習の充実		男女共同参画に関する学習機会と男女平等に関する教育の推進								
	1 性に関する理解の促進	女性職員の登用促進や事業所における女性の活躍推進										
	2 ハラスメントや男女間の暴力の根絶	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進										
<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(7) ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶</p>	基本方向Ⅱ 男女がお互いを認め合う社会づくり	3 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進	<p>重点目標(10) 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進</p> <p>重点目標(11) 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>重点目標(12) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>重点目標(13) 健康支援</p> <p>重点目標(14) 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</p> <p>重点目標(15) 国際的な協調及び貢献</p>	<p>・性の多様性に関する周知啓発や、性的マイノリティに対応した環境整備を進めていく必要があります。</p> <p>・教職員に対しても、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する周知啓発を行う必要があります。</p> <p>・生徒の性によって対応を変えないようにする意識づけを図っていくことが重要です。</p> <p>・市民講座等を通じてハラスメント行為に関する周知啓発を進める必要があります。</p>	<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>(1) 男女の人権の尊重</p> <p>(2) 生涯にわたる心身の健康</p> <p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>基本方針Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍</p>	2 家庭や地域社会における男女共同参画推進 重点	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進			
		1 性に関する理解の促進	女性職員の登用促進や事業所における女性の活躍推進									
		2 ハラスメントや男女間の暴力の根絶	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進									
3 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進											
<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(7) ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶</p>	基本方向Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<p>重点目標(16) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進</p> <p>重点目標(17) 家庭や地域社会における男女共同参画の推進</p> <p>重点目標(18) 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進</p> <p>重点目標(19) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>重点目標(20) 健康支援</p> <p>重点目標(21) 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</p> <p>重点目標(22) 国際的な協調及び貢献</p>	<p>・家・育・児・介・護などは、家族が共同して行うという意識の啓発を進めるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、あらゆる分野への男女共同参画を促進する社会の実現を目指すことが重要です。</p>	<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>(1) 男女の人権の尊重</p> <p>(2) 生涯にわたる心身の健康</p> <p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>基本方針Ⅲ だれもが共に働きやすい環境づくり【佐賀市女性の活躍に関する推進計画】</p>	3 防災における男女共同参画の推進	防災活動や復興等の場面での男女共同参画の視点に立った防災体制の確立			
		2 家庭や地域社会における男女共同参画推進	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進									
		1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性職員の登用促進や事業所における女性の活躍推進									
2 ハラスメントや男女間の暴力の根絶	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進											
<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(7) ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶</p>	基本方向Ⅳ 男女が共に働きやすい環境づくり【佐賀市女性の活躍に関する推進計画】	2 家庭や地域社会における男女共同参画推進	<p>重点目標(23) 家庭や地域社会における男女共同参画の推進</p> <p>重点目標(24) 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進</p> <p>重点目標(25) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>重点目標(26) 健康支援</p> <p>重点目標(27) 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</p> <p>重点目標(28) 国際的な協調及び貢献</p>	<p>・制度面の整備と意識改革の両面から、女性の就労継続やキャリア形成の支援を継続する必要があります。</p> <p>・男女の均等な雇用機会と待遇について事業者への理解を促していく必要があります。</p> <p>・働く場における男女共同参画のより一層の推進に向け、管理職層に対し、経営戦略上の女性活躍の意義などについて理解の促進を図ることが必要です。</p> <p>・市内における男女共同参画推進体制の整備を進める必要があります。</p> <p>・職員の男女共同参画に関するさらなる意識向上に取り組むとともに、業務の実態についても男女間の不平等感を解消するよう努め、仕事と家庭の両立を支援する施策の充実を図ることが求められます。</p> <p>・男女平等参画社会の実現に向け、市内において率先して取り組みを進めることが重要です。</p>	<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>(1) 男女の人権の尊重</p> <p>(2) 生涯にわたる心身の健康</p> <p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>基本方針Ⅳ 安全・安心で自分らしく暮らせる環境づくり</p>	1 事業所における男女共同参画の推進	雇用における男女均等な機会と待遇の確保の推進や男性の育児休業の取得促進			
		1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性職員の登用促進や事業所における女性の活躍推進									
		2 家庭や地域社会における男女共同参画推進	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進									
3 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進											
<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(7) ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶</p>	基本方向Ⅳ 男女が共に働きやすい環境づくり【佐賀市女性の活躍に関する推進計画】	3 雇用における男女均等な機会と待遇の確保の推進	<p>重点目標(29) 雇用等における男女共同参画の推進</p> <p>重点目標(30) 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進</p> <p>重点目標(31) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>重点目標(32) 健康支援</p> <p>重点目標(33) 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</p> <p>重点目標(34) 国際的な協調及び貢献</p>	<p>・市内における男女共同参画推進体制の整備を進める必要があります。</p> <p>・職員の男女共同参画に関するさらなる意識向上に取り組むとともに、業務の実態についても男女間の不平等感を解消するよう努め、仕事と家庭の両立を支援する施策の充実を図ることが求められます。</p> <p>・男女平等参画社会の実現に向け、市内において率先して取り組みを進めることが重要です。</p>	<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>(1) 男女の人権の尊重</p> <p>(2) 生涯にわたる心身の健康</p> <p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>基本方針Ⅳ 安全・安心で自分らしく暮らせる環境づくり</p>	2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様で柔軟な働き方の推進 重点	柔軟な就労形態と働き方改革の推進や女性に対するエンパワメントの推進、女性の再就職や起業支援			
		1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性職員の登用促進や事業所における女性の活躍推進									
		2 家庭や地域社会における男女共同参画推進	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進									
3 雇用における男女均等な機会と待遇の確保の推進	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進											
<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(7) ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶</p>	基本方向Ⅳ 男女が共に働きやすい環境づくり【佐賀市女性の活躍に関する推進計画】	1 事業所における男女共同参画の推進	<p>重点目標(35) 事業所における男女共同参画の推進</p> <p>重点目標(36) 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進</p> <p>重点目標(37) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>重点目標(38) 健康支援</p> <p>重点目標(39) 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</p> <p>重点目標(40) 国際的な協調及び貢献</p>	<p>・市内における男女共同参画推進体制の整備を進める必要があります。</p> <p>・職員の男女共同参画に関するさらなる意識向上に取り組むとともに、業務の実態についても男女間の不平等感を解消するよう努め、仕事と家庭の両立を支援する施策の充実を図ることが求められます。</p> <p>・男女平等参画社会の実現に向け、市内において率先して取り組みを進めることが重要です。</p>	<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>(1) 男女の人権の尊重</p> <p>(2) 生涯にわたる心身の健康</p> <p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>基本方針Ⅳ 安全・安心で自分らしく暮らせる環境づくり</p>	3 庁内における男女共同参画推進体制の整備	職員の男女共同参画意識の醸成や女性職員の活躍推進			
		2 家庭や地域社会における男女共同参画推進	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進									
		1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性職員の登用促進や事業所における女性の活躍推進									
2 ハラスメントや男女間の暴力の根絶	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進											
<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(7) ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶</p>	基本方向Ⅳ 男女が共に働きやすい環境づくり【佐賀市女性の活躍に関する推進計画】	2 女性の就労環境の改善	<p>重点目標(41) 女性の就労環境の改善</p> <p>重点目標(42) 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進</p> <p>重点目標(43) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>重点目標(44) 健康支援</p> <p>重点目標(45) 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</p> <p>重点目標(46) 国際的な協調及び貢献</p>	<p>・市内における男女共同参画推進体制の整備を進める必要があります。</p> <p>・職員の男女共同参画に関するさらなる意識向上に取り組むとともに、業務の実態についても男女間の不平等感を解消するよう努め、仕事と家庭の両立を支援する施策の充実を図ることが求められます。</p> <p>・男女平等参画社会の実現に向け、市内において率先して取り組みを進めることが重要です。</p>	<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>(1) 男女の人権の尊重</p> <p>(2) 生涯にわたる心身の健康</p> <p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>基本方針Ⅳ 安全・安心で自分らしく暮らせる環境づくり</p>	1 生涯にわたる心と身体の健康づくり	ライフステージに応じた健康の保持・増進、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを踏まえた支援			
		1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性職員の登用促進や事業所における女性の活躍推進									
		2 家庭や地域社会における男女共同参画推進	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進									
3 雇用における男女均等な機会と待遇の確保の推進	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進											
<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(7) ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶</p>	基本方向Ⅳ 男女が共に働きやすい環境づくり【佐賀市女性の活躍に関する推進計画】	3 雇用における男女均等な機会と待遇の確保の推進	<p>重点目標(47) 雇用等における男女共同参画の推進</p> <p>重点目標(48) 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進</p> <p>重点目標(49) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>重点目標(50) 健康支援</p> <p>重点目標(51) 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</p> <p>重点目標(52) 国際的な協調及び貢献</p>	<p>・市内における男女共同参画推進体制の整備を進める必要があります。</p> <p>・職員の男女共同参画に関するさらなる意識向上に取り組むとともに、業務の実態についても男女間の不平等感を解消するよう努め、仕事と家庭の両立を支援する施策の充実を図ることが求められます。</p> <p>・男女平等参画社会の実現に向け、市内において率先して取り組みを進めることが重要です。</p>	<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>(1) 男女の人権の尊重</p> <p>(2) 生涯にわたる心身の健康</p> <p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>基本方針Ⅳ 安全・安心で自分らしく暮らせる環境づくり</p>	2 男女間の暴力の防止と被害への対応【DV対策基本計画】	啓発・教育による暴力を許さない社会の実現や相談しやすい体制の確立、デートDVの防止			
		1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性職員の登用促進や事業所における女性の活躍推進									
		2 家庭や地域社会における男女共同参画推進	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進									
3 雇用における男女均等な機会と待遇の確保の推進	男性に対する家庭への参画促進や地域の各種団体への積極的な女性の参画促進											
<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(7) ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶</p>	基本方向Ⅳ 男女が共に働きやすい環境づくり【佐賀市女性の活躍に関する推進計画】	1 事業所における男女共同参画の推進	<p>重点目標(53) 事業所における男女共同参画の推進</p> <p>重点目標(54) 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進</p> <p>重点目標(55) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>重点目標(56) 健康支援</p> <p>重点目標(57) 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</p> <p>重点目標(58) 国際的な協調及び貢献</p>	<p>・市内における男女共同参画推進体制の整備を進める必要があります。</p> <p>・職員の男女共同参画に関するさらなる意識向上に取り組むとともに、業務の実態についても男女間の不平等感を解消するよう努め、仕事と家庭の両立を支援する施策の充実を図ることが求められます。</p> <p>・男女平等参画社会の実現に向け、市内において率先して取り組みを進めることが重要です。</p>	<p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>(1) 男女の人権の尊重</p> <p>(2) 生涯にわたる心身の健康</p> <p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(5) 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>(8) 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>基本方針Ⅳ 安全・安心で自分らしく暮らせる環境づくり</p>	3 セクシュアルハラスメントの防止と被害への対応	セクシュアルハラスメントの防止と被害への対応や幅広い相談事業の充実			

